

議案第 40 号

東近江市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の 制定について

東近江市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

東近江市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年東近江市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 湖東西地区菩提寺農業集落排水処理施設の項及び清水中地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。